

多 目 的 災 害 車
仕 樣 書

2 0 1 9 年 度

草 加 八 潮 消 防 組 合

目 次

第1	総 則	1
第2	全般仕様	3
第3	車 両	5
第4	取付品及び取付装置	6
第5	資機材	7
第6	更新対象車両からの載せ換え機器	7
第7	そ の 他	8

第1 総則

1 目的

この仕様書は、草加八潮消防組合（以下「組合」という。）が2019年度に購入する多目的災害車2台（以下「本車両」という。）の艤装、性能及びその他、製作に関する必要な事項について定める。

2 概要

この本車両は、主として次に掲げるものにより構成すること。

- (1) 車両（2台分）
- (2) 消防専用無線装置及びAVM（2台分）
- (3) 取付品及び取付装置（2台分）
- (4) 資機材（2台分）

3 車両条件

本車両は、この仕様に適合して製作するとともに次の条件を満たし、消防用車両として最適の構造及び性能を十分に有すること。

- (1) 堅牢にして、常時、登録された車両総重量の状態において長期の使用に十分耐え得るものであり、かつ、維持管理が経済的に行えること。
- (2) 使用取扱い上の安全及び操作性を十分考慮すること。
- (3) 清掃、点検、整備及び調整が容易に行えること。
- (4) 車両の製作は消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満たし、ISO認証取得による品質管理及び環境管理システムにて製造が行われていること。

4 関係法令等

次の法令を遵守すること。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- (3) 電波法（昭和25年法律第131号）
- (4) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号 以下「NO_x・PM法」という。）
- (5) 道路運送車両の保安基準（昭和26年7月運輸省令第67号）
- (6) 埼玉県生活環境保全条例（平成13年条例第57号 以下「条例」という。）

(7) その他関係のある法令

5 特許等

工業所有権に関する法令、第三者の有する特許法（昭和34年法律第121号）、実用新案法（昭和34年法律第123号）又は意匠法（昭和34年法律第125号）上の権利及び技術上の知識を侵害することのないよう必要な措置を講ずること。また、それらの運用・適用に係る費用は、受注者の負担とすること。

6 疑義

製作に当たり、この仕様書又はこの仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、直ちに組合に連絡、協議し、承認を受けること。

7 提出書類

(1) 受注者は、契約後速やかに契約金額内訳書を提出すること。

(2) 受注者は、製作に当たり次の関係図書を製本の上、組合の承認を受けること。

ア 製造工程表	2部
イ 車両、艀装五面図	2部
ウ 電気系統配線図	2部
エ 諸元明細図（取付品及び付属品の形式・メーカー各一覧）	2部
オ 緊急自動車届出申請書	1部
カ その他組合の指示のあるもの	必要部数

(3) 納車時に次の関係図書を製本の上、提出すること。

ア 車両、艀装五面図	1部
イ 製造工程写真（車両、塗装後、艀装後）	1部
ウ 電気系統配線図	1部
エ 自動車改造計算書	1部
オ 車両及び資機材取扱説明書	1部
カ 整備解説書	1部
キ 写真（前後左右）	1部
ク 完了届（納品書）	1部
ケ その他当組合が指示するもの	必要部数

8 検査・納入・保証

(1) 製作工程において、艀装状況及び装備品、資機材の積載取付状況について中間検査を

1 回以上行うこと。

なお、中間検査を受けようとするときは、15日前までに組合へ検査日時及び場所等を記載した書面を提出し、承認を得ること。

(2) 納入時において、この仕様書に基づく完成検査を実施し、その結果不合格と認められた箇所について、直ちに改修し再検査を受けなければならない。

(3) 検査を受けるときは、検査に先立ち社内検査成績書及び社内検査の状況写真（隠蔽部で検査時に確認できない部分等）を提出すること。

(4) 納入時、車両の燃料は限度まで入れること。

(5) 納入時及び新車点検時の点検整備は、細部にわたり実施し、特に各部の増し締めを行うこと。

(6) 1 か月点検及び6 か月点検時のエンジンオイル及びオイルエレメント交換を受注者負担で交換すること。

(7) 保証期間は3年間とする。ただし、保証後でも製造メーカーが独自で保証期間を定めている場合又は設計不良、工作不良に起因する不具合が生じた場合には、無償で部品の交換並びに修理を行うこと。

(8) 車両の登録、廃棄処分及びその手続、回送及び納車完了までの費用は、全て受注者において負担すること。ただし、自賠責保険料（24か月）、自動車重量税及びリサイクル料金については、発注者が負担すること。

9 別表については、1台分の個（式）数の表記であるため、個（式）数を二乗した数にて、納入すること。

10 納入期限は2019年9月13日（金）とし、納入場所は組合が指定する場所とすること。

11 支払方法

支払方法は業務完了払とする。

第2 全般仕様

1 一般事項

車両は、この仕様書に掲げる仕様を上回る強度、耐久性及び機能を有すること。

なお、走行中の振動、操作等に十分耐え得る構造にするとともに、走行及びアイドリング時にビビリ音等の発生しない構造とすること。

2 使用材料及び材質

- (1) 使用される材料は、耐蝕性に優れたもの又は必要に応じ防蝕処理が施されたものであり、難燃性に優れたもの及び経年変化の少ない素材を適正に選定したものであること。
- (2) 使用材料及び部品は全て新規製品又は新品とすること。
- (3) 車両に使用する材料及び部品は、特に指示するものを除き日本工業規格品を使用すること。ただし、ボルトナット類はISOねじ又はこれに準ずるものを使用すること。
- (4) プラスチック類は、原則として難燃性のものを使用すること。
- (5) ゴム製品は、原則として耐油性の合成ゴムを使用すること。
- (6) 総合的な重量軽減を図り、前後輪荷重及び左右バランスを考慮すること。

3 構成品

車両及び装備品は、全て新規製品又は新品とすること。

4 標準取付品

公表した標準取付品又は装備品は、全て納入すること。ただし、この仕様書で指定したものと重複するものについては、組合と協議し除くことができるものとする。

5 電装品

- (1) バッテリーは、プラス側の端子には、短絡を防止するための保護カバーが取り付けられ、極性を逆にして取り付けられないための措置が講じられていること。
- (2) 無線妨害防止装置として各電装品は、電波障害の発生しないものとする。
- (3) 電気配線は次のとおりとする。
 - ア 儀装品用配線は、エンジンスタートスイッチのACCに連動し通電すること。
 - イ 各配線及び電装品端子等は、燃料配管及びブレーキ配管との接触を避け、整然と敷設固定し、振動及び接触により短絡しない構造とするとともに、雨水のかかる部位の端子は防水処理を施すこと。
 - ウ 熱の影響を受ける可能性のある部品は、耐熱ケーブルを使用し、断熱処理を施すこと。
 - エ 配線が貫通する部分及びフロア等でケーブル摩耗等のおそれのある部分は、グロメット又は保護管等による摩耗防止処理を施すこと。
 - オ 電機部品及びこれらの結合部分は、JISC-0920（電気機器の防水試験及び固形物の侵入に対する保護等級）保護等級1（防滴Ⅰ型）又は保護等級2（防滴Ⅱ型）とすること。ただし、水密部又はこの処理を特に必要としない部位については、

この限りでない。

カ 各配線は、絶縁性に優れ余裕長のあるものを色分けして使用すること。

キ 各電装品は、各標準ヒューズボックス又は増設ヒューズボックスに接続すること。

ク 増設ヒューズボックスは、被覆保護をすること。

ケ 増設ヒューズの名称を、見やすい位置に表示すること。

コ 配線等は、原則露出することなくダッシュパネル及び内張等の内側とすること。

6 塗装等

緊急自動車登録できるよう塗装を行うこと。

なお、詳細な配色及び塗装方法等については別途協議の上、決定すること。

7 文字表示等

(1) 車体左右ドアに左書き丸ゴシック体で「草加八潮消防局」と白色反射で記入すること。

(2) 車体後部に「草加八潮消防局」と白色丸ゴシック体で記入すること。

(3) その他の文字表示については別途協議とすること。

(4) 文字材質は、屋外用カッティングシートとし、位置及び大きさについては別途協議とすること。

(5) 再帰性に富んだ反射材等を貼付すること。道路運送車両の保安基準や他の法令を遵守するように貼付を行うこと。

なお、貼付箇所等については、別途協議するものとする。

8 銘板

次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示すること。

(1) 操作装置には、名称や操作方向を表示すること。

(2) 各スイッチ類には、名称等の表示をすること。

第3 車両

車両に関する事項は次のとおりとすること。

なお、本文中に記載のないものについては、別表のとおりとすること。

1 車両は、平成27年度燃費基準達成車とすること。

2 車種はダイハツ ハイゼットカーゴ デラックスSAⅢ、または同等品とすること。

なお、モデルチェンジ等により、車両の仕様が変更となった場合には、同等以上の車種とすること。

- (1) エンジンは、次の諸元・性能以上を満たすこと。
 - ア エンジンは、ガソリンエンジンとすること。
 - イ 排気量は、660cc程度とすること。
 - ウ 最高出力は、34kW（46ps）程度とすること。
 - エ 最大トルクは、60N・m（6.1kg・m）程度とすること。
- (2) 駆動方式は、4輪駆動方式とすること。
- (3) 動力伝達装置は、オートマテックトランスミッション式とすること。
- (4) EBD付きABSを装備すること。
- (5) VSC及びTRCを装備すること。
- (6) 乗車定員は、4名とすること。
- (7) 使用燃料は無鉛レギュラーガソリンとすること。
- (8) 給油口に油種、最大数量を明記すること。
- (9) 組合が指定するボディコーティングを施すこと。
- (10) 安全装置
 - ア 衝突警報機能
 - イ 衝突回避支援ブレーキ
 - ウ 車線逸脱警報機能
 - エ 誤発進抑制機能
 - オ 先行車発進お知らせ機能
- (11) 安全装置一時停止機能

緊急走行時のため、安全装置を一時停止するオフスイッチをセンタークラスター付近に取り付けること。

第4 取付品及び取付装置

取付品及び取付装置は次のとおりとすること。

なお、本文中に記載のないものについては、別表のとおりとすること。

1 赤色警光灯

LED散光式警光灯とし、専用台座にてキャブ上部に取り付けること。

2 電子サイレン

(1) 電源は、エンジンスタートスイッチのACCに連動すること。

(2) 電子サイレンアンプの配線は、専用スピーカーに配線すること。

(3) 電子サイレンアンプに専用の汎用マイクを取り付けること。

3 電動サイレン

5 SA型電動サイレンをフロントグリル内に取り付け、泥はね防止措置を施し、スイッチを取り付けること。

なお、フロントグリル内に取り付けが困難である場合には、別途協議とすること。また、赤色警光灯に電動サイレンが内蔵された場合について、協議の上、取り付けないことができるものとする。

4 座席

(1) 運転席及び助手席に防水シートまたは、防水シートカバーを取り付けること。

(2) 全席にシートベルトを取り付けること。

5 照明

ドア開閉連動の室内照明灯（LED）を取り付けること。

6 標準取付品

この仕様において、指定したもの以外の装備については、メーカーが公表した標準取付品が装備されていなければならない。

第5 資機材

資機材は次のとおりとすること。

なお、本文中に記載のないものについては、別表のとおりとすること。

1 消火器

走行中の振動、衝撃等により、損傷を生じ又は作動しないように取り付けること。

なお、取付位置については、別途協議すること。

2 その他

その他車両運行基準に規定されたものとする。

第6 更新対象車両からの載せ換え機器

更新対象車両からの載せ換え機器については、関係業者と事前打合せを行い、取り付け方法を協議すること。

なお、組合が指定する車両からの載せ替えとすること。

1 消防無線装置

- (1) 助手席から操作しやすい位置に消防無線機を移設すること。
- (2) 電源は、バッテリーメインスイッチに連動とすること。
- (3) 工事については、納車日までに完了すること。
- (4) スピーカーは、キャブ内に1か所設けること。

2 AVM装置

- (1) AVM装置は、更新対象車両より載せ替え、容易に操作できる位置にAVM装置を移設すること。
なお、取り付け時期については、別途協議とすること。
- (2) 電源は、エンジンスタートスイッチのACCに連動すること。
- (3) 移設工事については、納車日までに完了すること。

第7 その他

- 1 受注者は、車両の製作に先立ち組合と製作上の細部にわたり十分な協議をした上で、艤装を行うこと。
- 2 自動車登録番号については、組合と協議の上、取得すること。
- 3 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- 4 不当要求等に関し、次の事項を遵守すること。
 - (1) 受注者及び受注者の下請け業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生する恐れがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - (2) 受注者は、組合及び所管の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。

5 問合せ先

草加市神明二丁目2番2号

草加八潮消防組合

草加八潮消防局警防課 警防救助係

TEL 048-924-0967

FAX 048-928-8454

別表1 車両部分

番号	品名	規格	個(式)数
1	車両	ダイハツ社製ハイゼットカーゴ デラックス SAⅢ、または同等品	1式
2	E B D付きABS	メーカー仕様	1式
3	V S C及びT R C	メーカー仕様	1式
4	ボディコーティング	別途協議	1式
5	安全装置	衝突警報機能 衝突回避支援ブレーキ 車線逸脱警報機能 誤発進抑制機能 先行車発進お知らせ機能	1式
6	安全装置一時停止機能	オフスイッチ	1式
7	運転席及び助手席S R Sエアバック	メーカー仕様	1式
8	パワーステアリング	メーカー仕様	1式
9	L E Dヘッドランプ	ヘッドランプ自動消灯システム付き	1式
10	パワーウィンドウ	全席	1式
11	電気式ドアロック (集中ドアロック)	メーカー仕様	1式
12	サンバイザー	前席・メーカー仕様	1式
13	オートエアコン	メーカー仕様	1式
14	スタッドレスタイヤ	アルミホイール付き (スペア含む)	5本

別表2 取付品及び取付装置

番号	品名	規格	個(式)数
1	赤色警光灯	大阪サイレンNF-M-X JDM-LA (台座 を含む。)、またはウィレン製J U S T I C E J C 8 (台座を含む。)	1式

2	電子サイレン	MARK-D2 (拡声マイク付き)	1式
3	電動サイレン	5SA型	1式
4	防水シートカバー	運転席・助手席	1式
5	サイドバイザー	すべてのドアに取り付けること。	1式
6	ドライブレコーダー	メーカー仕様 microSDカード付き	1式
7	AM・FMラジオ	メーカー仕様	1式
8	バックアイカメラ及び バックモニター		1式
9	照明灯 (車内)	LED灯	2個
10	100Vコンセント	車内前席 (60W)	1口
11	カッティングシート等	再帰性に富んだ反射材等を含む必要数	1式

別表3 資機材

番号	品名	規格	個(式)数
1	消火器	自動車用 (ABC粉末6型)	1本
2	タイヤチェーン	ジャッキアップ不要かつ、非金属性のもの。	1式
3	車輪止め	ゴム製 (黄色) サイズ別途協議	2個
4	スマートキー及びスマ ートスペアキー	各1個	1式
5	フロアマット	メーカー仕様	1式
6	工具一式		1式
7	防水ラゲッジマット	メーカー仕様	1式
8	インテリアバー	長さ及び取付等については別途協議	2本
9	S字フック	サイズについては別途協議	3個
10	スコッチコーン	伸縮式	4個
11	非常用信号器具	発煙筒、非常信号灯及び三角停止板	1式
12	拡声器	TS-523R (防水性能IP65を有するもの)、または同等品	1式
13	予備電球・ヒューズ	必要数	1式

別表4 移設（デジタル消防無線装置及びAVM装置）

番号	品名	規格・形式等	数量
1	AVM装置	電源の供給方法について別途協議	1式
2	デジタル消防無線装置	電源の供給方法について別途協議	1式